



豊洲地区用地の土壌処理に関する確認書

東京都、東京ガス株式会社及び東京ガス豊洲開発株式会社は、豊洲新市場建設予定地である東京ガス株式会社及び東京ガス豊洲開発株式会社の所有地における汚染土壌の処理の方法等について、下記のとおり確認する。

記

- 1 東京ガス株式会社及び東京ガス豊洲開発株式会社は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という。）第117条に基づき平成14年11月に東京都あて提出した汚染拡散防止計画書に記載する計画を実施することに加え、次の対策を講じる。

条例施行規則別表第12に規定する汚染土壌処理基準（以下「処理基準」という。）を超える操業由来の汚染土壌については、道路（幹線街路及び補助線街路）の区域の下となる箇所及びAP+2mより下部に存するものを除き、除去するか又は原位置での浄化等により処理基準以下となる対策を行う。

また、土壌処理に伴って掘削した土壌については、埋立由来の汚染についても適切に処理を行う。

- 2 東京都、東京ガス株式会社及び東京ガス豊洲開発株式会社は、土地区画整理事業、土壌汚染処理及びその他の関連事業に係る工事について、十分に工程調整等を行うものとし、東京ガス株式会社及び東京ガス豊洲開発株式会社は、この調整等の結果を踏まえ、上記1の処理を、当該土地が土地区画整理事業により仮換地として整理後の地権者に引き渡され又は保留地として処分される時まで責任をもって実施する。

- 3 東京都は、新海面処分場及び中央防波堤外側埋立地の受入基準を満たしている土壌については、所定の手続を経て両処分場に受け入れる。

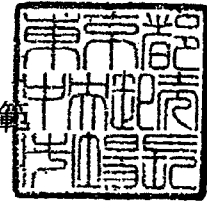
- 4 土壌処理後の土地造成は、東京都、東京ガス株式会社及び東京ガス豊洲開発株式会社が協議したうえで、必要に応じ土地区画整理事業の一環として東京都が行う。
- 5 東京都、東京ガス株式会社及び東京ガス豊洲開発株式会社は、相互に協力してこの確認書の内容が円滑に実施されるよう努力するものとし、内容に疑義が生じた場合は、誠意を持って協議する。

以上を確認することの証として本書を7通作成し、東京都中央卸売市場長、東京都知事本局長、東京都都市整備局長、東京都環境局長、東京都港湾局長、東京ガス株式会社取締役社長及び東京ガス豊洲開発株式会社取締役社長は、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年 5月31日

東京都中央卸売市場長

森澤正



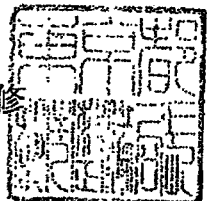
東京都知事本局長

前川耀



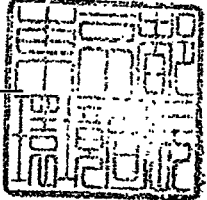
東京都都市整備局長

梶山



東京都環境局長

平井健



東京都港湾局長

成田



東京ガス株式会社取締役社長

市野紀



東京ガス豊洲開発株式会社取締役社長

江口

